

第 7 回

米流通システム検討会議事録

於：農林水産省 7 階講堂

平成 20 年 11 月 21 日

農林水産省

目 次

	ページ
1.開 会.....	1
1.議 事	
(1)中間取りまとめに向けた論点（案）の説明.....	1
(2)意見交換.....	7
(3)その他.....	43
1.閉 会.....	43

開 会

枝元計画課長 御苦労さまでございます。ちょっとまだ1時になっておりませんが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第7回米流通システム検討会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の配付資料でございますけれども、「中間とりまとめ(案)(制度の骨格)」でございます。よろしゅうございますでしょうか。

本日の委員の出欠状況でございますが、阿南委員は、都合により御欠席という連絡をいただいております。

検討会も10月17日に開催いたしまして、本日で7回目でございます。本日は、次回の中間取りまとめに向けまして検討いただくということになります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行を吉田座長をお願いいたします。

議 事

(1) 中間取りまとめ(案)の説明

吉田座長 ただいまから議事に入ることにいたします。

中間取りまとめ(案)が出ておりますので、枝元計画課長より説明をお願いいたします。

枝元計画課長 それでは、私のほうから、これまでお出ししておりました論点に対する各委員の御意見等々踏まえまして、中間取りまとめの(案)という形でまとめました。御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページでございますが、1番に趣旨ということで入れさせていただいております。ここは、いろいろ検討会の中で、出ていた話がございませぬけれども、論点のところには載ってございませぬでした。1つ目が不正規流通問題ということで、事故米穀の不正規流通問題は、農林水産省の行政対応にも問題があった一方で、ということで、 、 、 など、

米流通に関する多くの課題を提起したとしてございます。 が、流通状況を把握するのに相当の時間がかかった。その場合、記録が残っていないとか、記録の提供を拒否される場合があり、流通先、用途の特定ができないものもあった。

といたしまして、消費者が国産米を使った商品と誤っていたものにまで幅広く輸入米の事故品が使用されていたことが明らかになる一方で、加工品ですとか外食、弁当など、選択する際に原産地がわからないことから、米製品全般にわたって消費者の不信が増幅した。

その背景といたしまして、 といたしまして、用途別の価格差なり外国産米とか国産米との価格差等、不正規流通のチェックが十分でないこと。こういう課題が提起されたのだろうとっております。

2 といたしまして現状の問題点でございますが、例えば の問題につきましては、遡及調査を迅速かつ正確に行うための記録の作成・保存に関する食品衛生法での努力義務ですとか、 といたしまして、お米について玄米、精米、もちについての原料原産地表示義務、

については、加工用米等用途制限について契約上の担保、こういうのが講じられておりますけれども、これらの措置では必ずしも十分な対応ができなかったという現状だろうと考えてございます。

2 ページでございます。検討の方向性ということで、(1)は、今回の問題を通じまして、唯一自給可能な穀物であり、国民にとって最も関心が高く、また最も安心して食べたい食品である米について、一旦問題が生じた場合、極めて影響が大きいということが明確になった。

これまでも、順次、食品全体のトレーサですとか表示、改善を進めてきておりますけれども、今回の問題を契機として、米穀について、流通にかかわる制度全般を見直し、システムを整備することが急務となっている。

(3)といたしまして、このため、食品衛生上問題のある米穀を食用市場に流出させない仕組みを構築するとともに、 、 、 ということ、米穀の適正な流通が確保されるシステム。必要なときに米穀、加工品、調整品等の流通経路を迅速に解明できるトレーサビリティ・システム。この場合に、注にございますが、コーデックス委員会による定義ですとかEUの制度を参考にしたそういうシステム。 といたしまして、米製品の原料米の原産地に関する情報を消費者に提供できるシステムを一体的に整備する必要があるということでございます。

あと、(4)といたしまして、システム整備に当たって、規制の手法が過度なものとならないよう十分留意する必要があるということで、といたしまして趣旨を書かせていただいたところでございます。

続きまして、3 ページからそれぞれの項目でございますが、まずといたしましてトレーサビリティ、その1番といたしまして導入の目的・仕組みでございます。米穀事業者による米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存に関する仕組みを導入することにより、米穀等に関しまして、食品衛生上の危害発生時の迅速な回収や経路遡及、品質に関する表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保、こういう3つのための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の取引等に係る情報の提供を促進することを目的とするというものでございます。

その対象の範囲でございますが、その目的にかんがみれば、全食品を対象とするとの考え方もあるが、米穀については特にということで、
、
、
先ほど趣旨のところ申上げたことから、まずは米穀及びその加工品について導入することとするということでございます。

(2) では具体的にはということで、対象品目は以下の範囲とすることを基本とし、さらに対象品目の明確化を図る必要があるということで、非常に抽象的ではありますが、これまで論点に出ていたこととほぼ同じでございます。
、米穀、
、米穀の加工品及び調整品であって、食糧法に規定する主要食料に該当するもの。
といたしまして、米穀の加工品及び調整品であって、社会通念上、米を主たる原材料とするもの。例えば調整品でありますと米粉調整品などでしょうし、加工品でございますと、例えばせんべい、あられ。これはいろいろなものが考えられますし、今後どうするかということだろうと思います。及び、米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの。論点では「売り」にしているというちょっと俗っぽい言葉を使っておりましたので、そのような言葉にさせていただきます。

続きまして4 ページでございますが、3番、トレーサビリティの対象事業者の範囲でございます。トレーサビリティの確保につきましては、流通途中にトレース不可能な部分が生じれば、不可能になりますので、対象事業者の範囲は、生産者を含め対象品目を取り扱うすべての事業者とする。なお、販売等の委託が行われる場合、受託者が記録等の一を行うことができることとするということで、前回、また前々回も農家の方が随分わかりづらいうことを含めていろいろ御議論がございました。トレーサビリティ自体、当然、

最初出荷されるところから最後販売される方が入荷するところをトレースしていくこととございますけど、お米の場合は、国内産につきましては、当然ながら農家が農協なりその他の事業者の販売をするということから始まりますので、農家の方も当然この対象になるということだということとございます。特に日本の場合、農協のほうに販売委託が行われております。その場合に、委託でございますので、農家としては農協が売った先まで、記録し保存するということになるわけとございますけど、それは現実的ではないということも含めていろいろ御議論がございましたとおり、受託者、例えば農協が記録等の一部を行うことができるということにさせていただいております。

あと、4番でございます。記録の内容ということで、取引等に係る記録及び保存を義務付けることとし、その内容はということからでございます。ちょっと用語を整理いたしました。入荷時、出荷時、品名、数量、年月日、相手方の氏名または名称、産地。あと、ブレンド等の場合でございますけど、、入荷したものと出荷したものの対応関係を明らかにするために必要な事項。その他必要な事項ということで、これはいろいろ場面、場面が出てくるのだと思いますが、荷姿などということとございます。

あと、産地情報につきましては、後ほどの情報提供のほうと絡みますので、そちらのほうで御説明いたします。

5番は、記録の保存期間でございます。記録については、一定期間保存することを基本としつつ、川下に近い対象品目については、その賞味期限等も考慮して保存期間を設定することとするということと、この一定期間につきましてはいろんな考え方があるかと思っております。そこで、一定期間ということにしております。

あと、その担保措置といたしまして、報告徴求なり検査、事業者名の公表、罰則等、通常の担保措置をとらせていただきます。なお、行政庁への定期報告が入ってございましたが、それは御意見もございまして落とさせていただいております。

あと、5ページで7番でございます。導入に当たっての留意事項ということで、トレーサビリティの導入に際しては、取引等の記録については、対象事業者が仕入れや出荷の際に行っている現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるよう、制度設計に当たって留意すること。また、媒体についても、紙だけではなく電子媒体による記録も認めることなど、実行可能性に十分配慮する必要があるということとございます。

あと、でございますが、このような導入に加えて、フードチェーンの各段階での自主的な工程管理手法、GAP等々が日本に定着すべく、関係者の努力が必要であるというこ

とを書いております。

以上がトレーサビリティについてでございます。

続きまして、6 ページ以降が でございますが、原料米原産地情報伝達ということで、これまで「原料米原産地の表示」という言葉を使ってございましたが、ここについては各委員からも各種いろいろな御議論ございました。いわゆる J A S 法の原料原産地表示と同じといたしますが、そういうふうに読めるということになりますし、それだと難しいという話が多々ございました。そういうことから、トレースの結果としての情報、お米の場合は産地について、最終的に消費者に対してトレースの結果として情報を提供するという構成にさせていただきます。

1 番、原料米原産地情報伝達の目的ということで、米穀は唯一自給が可能な穀物で趣旨のところでも申し述べたことでございます。平成 7 年の M A 米輸入の開始後、米穀関連商品について輸入米も使用されるようになってきている。こういう状況のもと、消費者が国産米を使った商品と思っていたものにまで事故品が使用されていた等々、原産地がわからないことにより消費者の不信が生じている。趣旨のところでも申し述べたことでございます。このため、米を原材料とした商品について、製造者や提供者に、消費者への原産地の情報伝達を義務付けることにより、消費者の不安の払拭を図ることを目的とするということでございます。

2 番で、その対象品目でございますが、消費者の関心の高さ、商品における原材料としての位置付けなどを考慮し、以下の範囲を基本として、さらに対象品目の明確化を図るということで、米穀は、消費者に対しては通常、玄米、精米であろうと思いますが、あと、ご飯として提供されるもの。商品例等は論点のころと変わっておりません。あと、7 ページ、 といたしまして、社会通念上、米を主たる原材料とするもの。 といたしまして、米を原材料としていることを商品の訴求ポイントとしているものというような、対消費者に対する商品という概念で品目を書きますと、このような抽象的な概念整理なのかなと思っております。

3 番でございます。対象事業者の範囲でございますけれども、こういう情報伝達を行う者は、対象品目を消費者に提供する事業者「(販売事業者、料理業者等)」とする。

あと、当然このトレースした結果を消費者に提供するためには、事業者間において情報伝達が行われるということが必要でございますので、このア、イ、原料米原産地情報伝達の対象品目、対象品目の原材料として使用される米穀なり加工品、調整品、そういうのを取

り扱う事業者。トレースとともに原産地情報が伝達されまして、最終的に消費者に提供される、事業者のほうから情報提供がなされる、そういう仕組みでございます。仕組みだけ申し上げますと、牛トレとある意味同じ構成でございます。

あと、4番はその情報伝達の仕方でございますが、対象品目そのものへの表示という基本的な考え方があるかと思えますけれども、今回は情報伝達ということでございますので、シールによる表示ですとか、メニュー、店内への掲示等、ここはいろいろあるかと思えます。今後、制度設計の中でどうするかということはいろいろあるかと思えますが、弾力的な伝達の仕方を可能とする。あと、事業者間の場合も、送り状への表示等々、弾力的な伝達の仕方を可能とするというようなことでございます。

あと、8ページでございます。5番、表記の仕方でございますが、国産米については産地名、米（産地名）または米（国産）。輸入米の場合には、米（原産国名）、ブレンドされている場合には重量の多いものから順にというようなことでございます。

あと、情報伝達等の担保ということで、トレーサビリティに係る記録というのがまず担保の基本になるわけでございますけど、以下ということで、通常の報告徴求・検査なり公表・罰則等の担保措置を置くということになるのかなと思えます。

あと、導入に当たっての留意事項、2点ございます。業者間における情報伝達や施行時期等に関し、事業者が仕入れや出荷の際に行っている現行の手法を直ちに大きく見直さなくても対応できるように、実行可能性に十分配慮するという。また、加工用に仕向けられる国内産米及び輸入米について、その安定供給に向け各関係者の努力が必要であるということを留意事項として書かせていただいております。

以上が原料米原産地の情報伝達でございます。

あと、9ページでございますが、その他の流通規制ということで3点ほど書いてございます。まず1点は、過度の規制を避ける観点から、米穀の出荷・販売業者の登録制。これは平成16年以前の食糧法がそうだったわけでございますけれども、そういう登録制の導入等は行わない、現行食糧法の届出制を維持する。

（2）その上で、主食用以外に用途を限定された米穀について、当該用途以外に使用・販売してはならないこととする等、米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を定める。ここには、いろいろ御議論もございました品質管理みたいな話も入ってくるのかなというふうに思います。このあたりはどういうものを定めるかというのは、事業者の方なり消費者の方なり、いろんな御意見も聞きながらやっていく必要があるのだらうと思えます。

あと(3)、(2)を担保するための措置を講ずるということで、報告徴求・検査と公表・罰則等、通常この手の法律にあるような担保措置というものを決めるということになるのかと思います。

あと、全体としての食糧法の中も含めた罰則でございますけれども、制度の適正な運用を確保することを旨として、法律のバランスを踏まえて検討するということで、一応これまで論点に基づきましていろいろ御議論いただきましたことをこのように整理してございます。

最後に、以上を制度の骨格とし、さらに検討を深めるものとするということで示させていただいているところでございます。

以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

(2) 意見交換

吉田座長 それでは、皆さん方の御意見をお願いしたいと思いますが、既に佐藤委員、藤田委員、森下委員からそれぞれ意見書が出ておりますので、最初にこの意見書を御披露していただいて議論をしていきたいと思いますが、順番から行きますと佐藤委員からだと思いますが、佐藤委員お願いします。

佐藤委員 各委員のお手元に私の意見書が届いているかと思うのですが、この意見書の位置付けですけど、今週前半に中間取りまとめの(案)を農水省からいただきまして、それに対する意見を求められて、そこで意見書を出させていただいたわけです。したがって、私の意見書の中の一部のものについては、本日の中間取りまとめの(案)に織り込まれているというものもありますが、改めて私の意見を要点だけ申し上げたいと思います。

まず、そもそも論になるわけでありまして、なぜこういう会があるのかということについては、事故米の問題が発端になっているわけでありまして、この本質は何かということですが、流通するべきでないものが流通してしまったということについて、やはり農水省のチェック体制が甘いということがあるわけで、その再発をどう防止をするかということの中で、新たに企業に負担を求めるとか、あるいは罰則を視野に新しく置くということは、私は本末転倒ではないかということ、冒頭、意見として申し述べさせていた

だきたいと思います。

それから、お菓子業界、その他加工品の業界もそうですけれども、御案内のとおり、非常に景気が悪くなってきております。そういう中で新しいシステムの構築とか新たな企業負担を求めるということは、私は、この点は非常に遺憾であるというふうに思っております。今後、各企業がどうやって経営をやっていこうかというときに、新たなこういう負担が出てくるということは、そういうコストが増えますから、そこを価格に転嫁するということは、かかる経済情勢の中では事実上無理である。そこを企業がしょっていくということは大変なことであります。そこを御理解いただきたい。

それから、お米ということですけど、いつも同じことを言いますが、なぜお米だけなのですか。食品、お菓子も含めて非常な競争状態にあります。確かにこの取りまとめの（案）の中には、なぜお米かということが概念として書いてありますけれども、それならば、なぜお酒は入らないのですかと疑問な点が多々あります。私は、ここにこういう形で新しい枠組みをつくるということは、公平な競争、食品業界の中でのフェアな競争というものを阻害するのではないかと考えております。

それから、細かな話になりますと、対象品目をいろいろ書いてありますが、非常に定義があいまいであると考えております。この辺をあいまいにしておくと、受け手としてはある程度都合のいいように解釈をいたしますから、その辺はもう少しきちんとした設定基準、だれが見ても納得できるような設定基準が必要なのではないかと考えております。なぜお米だけなのかというあたりは、依然として私は納得できるような議論にはまだなっていないのではないかと考えております。

そういう中で、この案についてトレーサビリティについて申し上げますと、私も基本的には、今使っているお米がどこの産地のもので、いつ入ったもので、出荷された商品がどのお米を使ってどうこうというのは、きちんとトレサビはできているわけでありまして。なおかつ、問題が発生したときに、どうやって速やかに原因を特定して回収するかという観点から考えますと、トレーサビリティについては必要だ、そういうシステムは必要だという基本認識は一致しております。

しかしながら、お米を扱う会社というのはほとんどが零細中小、そういう中であって新たなコスト負担を求めるといふようなシステムは、かかる状況の中では私はいかなるものかなというふうに考えております。できる範囲の中で何ができるのかということで、これは今後の検討になると思いますけれども、やり方については十分な御議論をいづれしてい

ただきたいと思っております。

それから、原料原産地情報の伝達であります。これは表示とは違って伝達でありますから、どういう形で聞かれたときに消費者に対してお答えをするかということなので、そういう意味では少し幅が広がったのかなと、少しは受け入れやすいという気はいたします。しかし一方で、ここでも、なぜお米だけがという疑念を払拭できません。

以上が、私のこの取りまとめ（案）というか、今週初めにいただいた案に対する意見であります。

吉田座長 どうもありがとうございました。

佐藤委員からの御指摘の点ですが、酒の問題については、最後に国税庁の酒税課長のほうからお酒の関係について御発言があると聞いておりますので、これはそういうことで御了承を願いたいと思います。

あと、なぜ米なのか、新たな負担の問題というのは、多少これから議論になるかもしれませんが、また藤田委員、森下委員の意見書の後で議論していきたいと思います。

では、藤田委員お願いします。

藤田委員 では、意見を述べさせていただきます。まず、基本的な視点としましては、米政策改革が目指す方向を修正することなく、今回の事故米穀の不正規流通のような事案の再発を防止するために、必要最小限の規制を米穀の流通実態に即した形で講じていただきたいと思います。

第2点目としまして、トレーサビリティに関しましては、まず目的・仕組みという点では、問題発生時には他の食品と同様、現在の食品衛生法及びJAS法により十分対応可能であると考えます。

したがって、導入の目的は、販売条件などにより用途を限定された米穀の適正流通の確保、これは横流れ防止等に限るべきだと思います。この部分の用途限定された米穀ということに関しては、特に念を押して申し上げておきたいと思います。そして、他の食品と著しく公平さが欠けているのではないかとということも申し添えておきたいと思います。

まず、各項目の対象品目の範囲に関しましては、販売条件などにより用途を限定された米穀及びそれを原料とする製品という形にしていきたいと思います。

対象事業者の範囲、取引等の記録の内容、記録の保存期間、記録の内容等の担保措置、このうち対象事業者に関しては、対象商品を扱うすべての事業者、そして他の3項目に関しては中間取りまとめ（案）のとおりでいいと思います。

続いて、原料米原産地情報伝達に関しましては、私は再三この場でも申し上げてまいりましたが、JAS法の品質表示制度の中で総合的に検討すべきであると考えます。

最後に、その他の部分です。流通規制、罰則等に関しましては、販売条件などにより用途を限定された米穀。これは先ほども申し上げましたように、再発防止の意味も込め、特に用途を限定された米ということを特に強調しておきたいと思います。これに関し販売する事業者を対象として、登録または許可制を導入する。そして、明確に遵守事項を定め、定期的な報告を含めた担保措置を講じ、罰則を強化すべきだと思えます。

以上です。

吉田座長 どうもありがとうございました。

それでは、森下委員をお願いします。

森下委員 それでは、意見を述べさせていただきます。

まず、この検討会のポイントにつきましては、食品衛生上問題のある米穀が食用市場に流通したということで、多くの段階を経ているということが原因で、相当な時間と労力を要して、対策を講じるまでのタイムラグがかなり必要だったという点をかんがみれば、基本的には、米穀等についてのトレーサビリティ制度を検討することは非常に意味のあることだと考えてはございます。ただ、トレーサビリティの制度のポイントは、原因がどこで生じたかが明らかになることで、流通過程を記録して保存するということであるはずであるとうと。

一方、原料米の産地情報の伝達という件につきましては、これもずっと再三申し上げてございますけれども、安全か危険かというトレーサビリティ本来の議論を離れたところで、米または米を原料とした商品についての原産地がわからないということは不安だという消費者の心理、あるいは安全だというような対応でありまして、このたびの事故米の流通の検討会とは全く別次元の論議になってしまうのではなかろうかと考えてございます。

よって、原料米原産地情報伝達の対象品目につきましては、この中間取りまとめ（案）の 2 の 、 、 につきましては除外すべきだと考えてございます。

ただ、消費者あるいは関係機関からの問い合わせ等には、必要に応じて伝達できるように原料原産地情報の記録と保存に当事者が努めるということにとどめて、義務ということについては除外すべきだと考えてございます。

以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員からの御意見を伺いたいと思いますが、これはそもそも論の問題も多少あると思うのですが、トレーサビリティと情報伝達、流通規制の問題、それぞれちょっと性格が異なるというふうに皆さん認識しておられるようなので、まずトレーサビリティについて議論したい。その中で、佐藤委員から出ました過度な業界に負担は望ましくないという点についてどうしていくとか、なぜ米をと対象品目の定義の問題とかを論点として、議論したいと思います。原料原産地情報伝達も同じようになりますので、トレーサビリティのところからそれぞれの御意見をいただき、集約していきたいと思います。

3人の方の御意見を聞きまして、それから前回の議論でも、トレーサビリティについては最小限必要であろうということについては、多くの委員の認識は一致していると思います。だから、個々の問題について、中間取りまとめに基づいて少しそれぞれ各項目について議論していこうと思います。ただ、藤田委員の御意見は、横流れ防止ということに限定すべきということではありますが、このところが米全般にわたるということとちょっと違ってはいますが、多かれ少なかれトレーサビリティに関しては必要という認識でございますので、それぞれ皆さんの御意見をお願いいたします。

中間取りまとめを含めて、あと、それぞれ佐藤委員、藤田委員、森下委員に対する反論でも構いません。あるいは事務局に対する質問等でも構いませんので、よろしく願います。

川崎委員。

川崎委員 その議論に入る際に、先ほど佐藤委員のほうからも御質問ありました酒類の話ですね、そのところは、私の理解だと、第5回の米流通システム検討会の議事録を見ますと、同じように佐藤委員から、トレーサビリティの対象品目の範囲についての酒類の扱いについて御質問されていて、枝元計画課長のほうから、「米穀等加工品の中に含めて考えている」と、この議事録だけ見るとなっているのですけれども、そこら辺の整理というのはどういうことなのかというのを、まず教えていただきたいということ。

あと、トレサのところ、対象品目の中にエサ用に使う米はどう位置づけられるのか、考え方について整理されるのか、そこについてまずお聞かせ願いたい。

以上です。

吉田座長 では、枝元課長。

枝元計画課長 お酒につきましては、前回もお答えしましたとおり、一般論として言うと加工品ということですが、所管も異なるということで、農水省ではそこについ

でどうこう判断するという事ではないということでございます。

あと、飼料用のお米といいますか、米穀そのものは用途が決まっているわけではございませんので、ここに載っています、(2)の に載っている玄米なり精米なり砕米なりもみなりということで、何用のお米ということはございませんので、エサ用のお米もこの米穀の中に入ります。ですから、エサ用のお米として飼料会社に行く場合に、そのお米を出荷される例えば農協さんは、どこの飼料会社に幾ら、何月何日に出荷をしたという記録が必要。ただ、飼料会社をどうするかというのは、多分この のほうの議論になるのですけれども、要は加工されたそのもの、エサというものをトレースの対象にするかどうかということについては、現時点においては、先ほど委員からも御指摘ございましたが、社会通念上とか訴求ポイントにしているものということで、確かにこれだけですべてが切れるわけではなくて、例えば「主たる」というのはどうするのかとか、社会通念はどうするのかとか、いろんな議論が今後必要になろうかと思えますけど、いわゆる米を使った製品についてどうするかというのは、そこに入れば、エサならエサもトレース、エサそのものがトレースの対象になりますし、入らなければ、そこで農協が、エサ会社にこれだけ売りましたというところでトレースが終わるということになるわけでございます。

ただ、いわゆるエサ米と言われる用途限定については、3 番目で御説明いたしました流通規制の中で、これも現時点で具体的にどういうことを決めるということまで当然議論もできておりませんし、私どもに案があるわけではございませんけれども、遵守すべき事項という中での横流れ防止のほうで対応していくということになろうかと思えます。

吉田座長 川崎委員。

川崎委員 そうすると、例えば3ページの(2)の範囲で言えば、例えばエサ用の米などは、ここで言う区分で言うと、整理の問題としてはどういう範囲をトレースするかというようなことはちょっと別にして、例えば に入りますよということだし、酒なんか米穀の加工品ということであればこういうところに入るのだけど、食糧法上の範疇ではないということだけで、ここの対象品目の概念としては入るという理解をしていいのですかね。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 お米そのものを飼料用に使うお米については、(2)の でございます。だから、米穀自体は何の用途ということはないということですね。

あと、お酒については所管が違うということで、私どもとしてどうこう判断しているわけではないということでございます。

吉田座長 一般的な通念では加工品に入るということです。それに、先ほど佐藤委員の意見にあったことに座長として答えましたので、今日の議論の最後の段階で、酒税課長さんからお酒についての考えを出していただくということになっておりますので、そのところはちょっと待っていただくということによろしいでしょうか。

川崎委員 私の言いたいのは、通常であると、米の加工品ととるのだと言いたかっただけなのです。

吉田座長 佐藤委員。

佐藤委員 今ほどの枝元計画課長の御発言ですけど、所管が違うという発言は、私は適切じゃないのではないかと思います。私どもは農林水産省でこういう議論をしておりますけれども、目的とするところが国民の食の安全という、そういうターゲットがあるからこうやって議論しているのであって、各省間の所管が違うという御発言は適切ではないのではないかと思いますので、我々は真摯に検討していますので、よろしくをお願いします。

吉田座長 それでは、議論に入っていきたいと思いますが、一番大きなところは、藤田委員のほうが用途の限定された米に限るべきだということと、あの方々は、この間の議論でいきますと、トレーサビリティについては最小限必要であって、それであるならば、全体を対象にすべきだということなのですが、この辺はどうでしょうか。藤田委員のお立場もあると思うのですが、余りそれは賛成、反対ということではないかもしれませんが、全体としてトレーサビリティについて。それぞれ佐藤、藤田、森下委員ほか含めて、御意見あればどうぞ。

新山委員。

新山委員 事故が起こった米に限定すべきではないかという……

吉田座長 用途限定米。

新山委員 用途限定米に関しては、私は、むしろ通常のトレーサビリティに加えて、もう少し混入を防ぐためにプラスアルファの措置があったほうがいいのではないかと考えておりますし、トレーサビリティを用途限定米だけにすることでは、余り意味がないのではないかと思います。例えば、事故の発生に備えることは必要なのではないかということとは多くの委員の御意見だったと思いますけれども、事故の発生についても、これはこれまで議論してきたと思いますけれども、今回はたまたま出荷される前に事故が判明している、それが本来非食用に使われるべきものが食用に使われたということですが、一般的に事故の発生を考えますと、出荷された後の流通の過程でも起こり得るし、製造の

過程でも起こり得る。これは食品全体が、そういうフードチェーンの中で事故が発生した場合に、それに迅速に対処できるようにしていこうという方向で今改善が進んでいますので、やはりその方向で考えるべきだという議論をしてきたのではないかと思います。

したがって、フードチェーンの全体をカバーするほうが必要であるということであったかと思えます。

あと、トレーサビリティの項目に関する中間取りまとめの中身につきましては、2点ほど気づいたところがありますので、申し上げたいと思います。

1点は、2ページの検討の方向性の(3)、これは本当に表現上のことなのですが、重要なことではないかと思えます。(3)の、ここで「トレーサビリティ・システム」と表現がされていて、その後、(4)も「システム」という言葉が使われていますが、これは食品トレーサビリティ全体のガイドラインの策定に長く当たってきた立場から申しますと、日本でもともとシステムというのは、日本語に翻訳すると「制度」であったり「仕組み」であったり「組織」であったりするわけですが、日本では片仮名で「システム」と使いますと、電子情報システムであるとか情報システムであるとかというふうに誤解されることがありますので、「システム」という片仮名は使うことを避けたほうがいいのではないかと思います。例えば(3)のは、「トレーサビリティの確保」でいいのではないかと思いますし、は、消費者に提供できる「仕組み」ではどうかと思えます。(4)も、なお「仕組み」の整備に当たってはということによいのではないかと思います。それが第1点。

もう1点は、4ページの3、対象事業者の範囲ですけれども、書き方としてはこれでよいかと思っているのですが、改めて確認をしておくべきこととして申し上げたいと思います。それと、この中間取りまとめのこういう中に入れるのか、それとも、さらに具体的な措置を考えていくときに検討していただくことでいいのか、そこはちょっと私も判断が付きませんが、1つだけは、できればお考えいただきたいことがあります。

まず、そちらから言いますと、「受託者が記録等の一部を行うことができる」ということについては、さらに条件を限定したほうがいいのではないかと思います。どういうふうにかというと、例えば、「組合など構成員が特定されている場合につき」というふうに限定したほうがいいのではないかと思います。

そして、ここで確認させていただきたいことなのですが、これは私もこれまで何回かこのことについて発言してきていて、何か認識がうまくかみ合わないなと思っていたその原

因の1つなのかもわかりませんが、私は、やはり農家の段階からの記録が基本であるということを書いてきたわけですが、農家が記録する記録は、例えば農協などを通すときには、農協を通して委託販売されるときは、買い手は、卸売業者だったり小売業者だったりするわけですが、農家が自分の米がどの卸売業者に販売されたかとか、どの小売業者に販売されたか、それを農家が記録するということではありませんし、そうではないということを書いてきた。農家が記録すべきことは、これは農協に出荷した、これは直接消費者に販売したという記録として書いてきたので、ひょっとしたらそこに委員の間でも認識の違いがあったかもわかりません。

そのことについてもう少し言えば、トレーサビリティの記録は取引の記録ではないのが原則です。これは商流、商業的な流れ、取引の流れを追う、所有権の移転を追うのではなくて、物の流れを追う仕組みですので、そのものがどこからどこへ受け渡されたか、それを記録するのが基本なわけですね。現在、商流と物流は非常に分離してきていて、この仕組みでは物流を追わないといけない。商流ではAからBへ行っている場合、その間に物流で2、3つ経由している場合は、それが追えないといけないし、商流では複数のところを経由してきていても、物流で直接どこかへ行っている場合には、それが追えないといけないということになります。

つまり、どこの農場からどこの処理場へ、どこの事業所へ行ったか、それが追えるようにすることが必要ですので、そういう意味で先ほどの農家が記録するのは、販売委託をして、その先の売り渡し先ではなく、米をどこに送ったかというその記録であるということです。

そういう意味では、できれば4の「2の対象品目の取引等に係る記録」と表現されていますが、ここも「取引」というふうにしますと商業上の取引と誤解される可能性があります。取引伝票には価格なども入っていますが、そういう商業上の取引に係る内容はトレーサビリティとは特に関連しませんし、ここはできれば「取り扱い等に係る」か、あるいは「受け渡し等に係る」という、物の流れを追うということがわかるような表現のほうがよいのではないかと思います。

吉田座長 どうもありがとうございました。

いくつか出たのですが、システムというのはいろいろ誤解を与えるということのようですが、それは少し検討していただくということですが、1つ前回は議論になっていたのは、トレーサビリティは生産者段階からやるかどうかということでありましたが、今回の取り

まとめは受け渡しの記録を農家段階に求めるという観点で出ているようです。特に川崎委員、生産者団体として見たら、ここら辺について。現実に生産者段階から始まるということについてご意見は。あと、森下委員はちょっと異論が前回あったのですが、この辺についてどうお考えになっているかということで少し。

川崎委員 生産者団体と言われるといろいろ困るのかもしれませんが、今、新山委員が言われたことについては、取引か物の流れかというのは少しあるのですけれども、生産者がだれに物を出したかということ記録しないといけないということについては、我々もそう理解をしているつもりです。ただ、言っていることは、前回は申し上げましたとおり、小規模であったり高齢であったり、そういう状況があるものですから、生産者段階が事業者ということであれば、そういうこともやらないといけないということであれば、現実的に今やっているようなこととかいうものをベースに、いつ農協に出したとか、どういう様式とか、そういうやり方もいろいろあるのだと思うのですけれども、現行やっていることをベースにして極端な負担にならないということでない、実行性ということではなかなか担保できないのではないのかということです。

したがって、現実的にやっていく場合には、そこら辺について実態どういうふうになっているのかと。当然大きい農家の方もおられますし、本当に何俵しか出してないような人もいます。何俵しか出してないほうがわかりやすいということもあるのでしょうかけれども、そういうところを、実行性を担保するという観点でよく考えないといけないのではないのかと思います。

ここで書いているとおり、4ページの3に「委託」というふうなことが書いてございますが、現実には委託ということだけじゃなくて、買い取り、売り渡しというのも結構現実の問題としてありますから、現実的には、言われるように生産者段階が事業者というふうに位置づけないと、このトレースというのは流れないとは私としても認識はしております。ですから、繰り返しになりますけれども、現行やっている仕組みをベースに、どれだけ負荷がかからないように実行性があるかということを考えないと始まらないのではないのかということをご理解願いたいということです。

それとの関係で、今の段階で言うべきことなのかどうかということなのですが、4ページの4番の「入荷時」「出荷時」というふうなことがありますけれども、生産者段階を事業者と考えた場合、事業者ですから自分でつくって自分で出すということになると思うのですけれども、現実的には、ほ場を特定するとかそういうことは、作業の過程上、まず不可

能だと思えます。小さい業者ということになると。そうすると、生産者、事業者ということになると、前にも言った4の ということを経点を起とせざるを得ないのではないかと考えます。そのこの辺のところも、これは実行ベースでどう考えるのかというふうなところを、この先さらにいろんな議論を詰めていくということになると、そういうところもぜひ御理解なり実行性という観点で考えていかないとまくいかなないのではないかとこのように思っています。

以上です。

吉田座長 森下委員、何かございますか。

森下委員 余り細かいことはあれですけども、逆にちょっと疑問な点で言いますと、生産者というところが、これは外国の方まで含めるのかというところの議論がまだ終わっていないのではなからうかなというふうに思っているのですが、これは国内に限っていることなのでしょうか。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 これは日本の制度でございますので、外国のお米といいますが、外国の生産者は当然対象になりません。外国のお米については、政府もしくは輸入業者さんが起点になると。私どもがM A米を外国から買います、それでお売りをするわけでございますけど、その場合は政府が起点になりますし、消費者等でお米を輸入される方々がいらっしゃいます、そういう方々はそこが起点になるということでございます。海外の生産者までトレーサするわけではございません。

それは留意点のところにもございましたが、前回の議論の中でいわゆるG A Pみたいな、生産工程管理みたいな議論の中でその議論もあつたやに記憶しているのですが、少なくともG A Pとこのトレーサというのは全く違つてございまして、そこは留意点のほうで、このトレーサビリティに加えG A Pだとか生産工程管理だとか、そういうフードチェーン全体にかかわる話というのもいろいろ努力していく必要はあるであろうということで一応整理させていただいたつもりでございます。

あと、先ほど川崎委員のほうから、何か絵がかければいいのですが、基本的に国内の場合は、農家は出荷しかございませぬので、農家の出荷がまず起点になりまして、次に農協なら農協の入荷と出荷の記録、これがつながつていって、最後に、例えばスーパーでお売りになるとすれば、スーパーの入荷の記録でトレーサが終わると。そこはずつとつながっているということでございまして。だから、スーパーで例えば不特定多数の消費者の記録

というのは当然なくて、そこについては今回、原料米の原産地の現地情報という形で、産地については情報を提供しましょうという、ちょっとまた別の側面の話もございますけど、トレースということからすると、農家の出荷が起点になって、米屋なら米屋の入荷の記録が終点になるということだと理解していますが、違いますか。

吉田座長 阿久澤委員。

阿久澤委員 言葉は違いますが、生産者の場合は生産量が入荷でないですか。どれだけ生産して、それでどれだけ出荷したという。ですから、出荷からスタートというふうに今おっしゃられましたけれども、どうなのですか、その辺は。

吉田座長 やっぱり出荷じゃないですか。生産量までいくというのはちょっと無理なので、やはり基本的に出荷なんじゃないですか。

新山委員。

新山委員 今、整理になったところだと思います。一番川上の生産者は出荷から、一番川下の小売店で消費者に販売する場合は不特定多数ですので、将来、何かそういうことが必要になるとか、そういう方法がとれる状態になったらまた話は別ですけど、現在の場合、最終段階の小売店は入荷記録で終わりだと思います。生産者の場合、またいろいろな事情があって、また違うことが必要というふうになったときの入荷というのがもしあるとすれば、それは原材料ということになると思います、エサですとか肥料ですとか。ただ、現在のところは、いきなりそこまで踏み込んで議論するのは、まだ先でいいのではないかなと思います。

それから、輸入米のことについて、陸揚げされる前までの状態ですけれども、これは次の段階のまた別の議論とすべきだと思うのです。例えばアメリカにつきましては、前も申し上げましたように、先に、国内でトレーサビリティに相当する記録を義務づける前に、輸入品について取り扱い情報の提供を義務づけております。ただ、その場合、農場は免除されておりますし、現在、EUでも第三国からの輸入品のトレーサビリティについてどうするかを検討しているようです。これについては研究上の調査でヨーロッパに行く機会がありますので、議論を調べてきたいと思います。それをまた提供させていただきますけれども、そういうふうなさまざまな海外の状況なども踏まえて、また改めてどう考えるかを議論していく必要があることかなと思います。

吉田座長 あと、トレーサビリティの問題で皆さん方の御意見は。

酒井委員 今まで議論になったことと少し違うのですけれども、このトレーサビリティ

の中で政府に対する情報伝達について触れられていないので、それを入れる必要があるのではないかと思います。というのは、事故が起きたって、記録が保管してあっても、その記録がちゃんと政府に提供されないと回収が担保されないと思いますので、問題が起きたときに政府が必要だと言ったら、ちゃんと記録を事業者が提供する、保管してあった記録を提供するということを求める必要があるのではないかと。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 そこは6番の報告徴求というのが、いわゆる問題が起きましたときに

……

酒井委員 これは「記録内容等の適正性を担保するため」とありますけれども、それだけじゃなくて、回収を実際、今回政府が、事故米がどう使われるという追求をなさったと思うのですけれども、そういったことを事業者間だけではできずに、政府がするというケースは今後もあると思うのですね。そういうときのために、政府機関に対して記録を提供するというのを、これは食品衛生法の第3条の3項に位置づけていますし、EUの食品法第18条の2や3でも義務付けていますので、やはり必要ではないかと思います。

枝元計画課長 その必要性は認識しています。6の で全体入っているつもりだったのですが、問題が起こって遡及の必要性があった場合に、トレーサといいますがその情報を提供いただくということについて、ちょっとそこは、食品衛生法なりEUのほうもそういうことだと認識しております。

吉田座長 では、業界の方で樋浦委員と相澤委員、トレーサビリティに関して御意見があれば。

樋浦委員 今までの議論をずっと踏まえた上で簡潔に申しますと、必要最小限にしていくのが望ましいのではないかなというふうに考えます。実際、ここにもございますけど、記録が非常に膨大な量になるわけでもございますので、なるべく簡潔に必要最小限の形で運用していくのがいいのではないかなと考えます。

以上であります。

吉田座長 あとは、トレーサビリティはやって、全部を対象にするということについては構わないということですか。

樋浦委員 今、トレーサビリティについて？

吉田座長 ええ。

樋浦委員 そうですね、できるだけ簡潔にということ。

吉田座長 わかりました。

相澤委員。

相澤委員 トレーサビリティについてなんですが、私も基本的には藤田委員の意見に比較的賛成です。そもそも問題が起きていること自体が想定外の内容ですので、さらにお米だけの中で限定されていくというのは、反対に消費者にとってかえって情報としてはわかりづらいのではないかとこのように考えております。あくまでも食用の対象ではない、あるいはその用途が特殊なものであるものに対して限定をすることによって、より適正な形のトレースになっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

吉田座長 食用米については必要ないということですか。

相澤委員 不要ということではなくて、藤田委員のほうからも出ていますが、現状のJAS法あるいは衛生法の中で十分に、十分ではない部分も一部あるかもしれませんが、最低限の担保はできているのではないかと考えております。

藤田委員。

藤田委員 重ねて申し上げますが、私は用途限定ということ、相澤委員からも言われましたが、この部分の前提で、私も食品衛生法、JAS法で十分今現在対応できるということ。やはりこの部分が前提条件としてあるということ。そういう中で用途を限定して消費者への安全・安心を担保していく、そういう観点から見ていけば、限定するということが非常に大事なんじゃないか。そうしないと、消費者に対して説明しきれないという部分が出てくるのではないかと考えます。

吉田座長 このところにほとんど集約されたと思いますが、新山委員。

新山委員 余り繰り返し言いたくないのですが、委員としましては、できるだけ客観的な立場といたしますか、第三者的な立場に立って見解を述べるのが求められていると思いますので、述べさせていただきます。繰り返しになると思いますが、今回問題が起こったのは事故米ということに限定されていますが、これは後でも申し上げようと思いましたが、その中で表示が偽装されるような形で流通をしていったということもあり、問題はさまざまな形で起こっていると思います。

一旦こういうふうな健康に悪影響の可能性のある商品が流通したり、その中で表示の偽装があったりということが起こりますと、消費者の心情としましては、その製品全体に対して非常に大きい不信が起こります。そこでとることが必要とされる対策は、本当に限定

的な対策ではなくて、それより一段階上の対策が求められると思います。事故が起こる前に対策するのであれば、限定的な対策でもいいかわかりませんが、一旦事故が起って、非常に社会的に米という商品に不信が拡大した段階でとる対策ということになると、より一般的な対策をとることが求められると思います。そういう意味で今必要なのは、広く食用の米も含めた全体を対象にして、もし何かあったときには迅速に対処できるとする以外に、信頼を確保できる道はないのではないかと思います。

その点で、これまでの健康に被害が起こったような食品事故を見ていまして、一旦大きな食品事故が起れば、事業者の皆さんはそれを他山の石にして、再びそういうことが起こらないようになさればいいのにと思うのですけれども、なかなかそれがなされず、次々に似たような食品安全にかかわる事故が起こってきています。どうしても皆さん事故が起こった場合には、その事業者の問題だというふうにごらんになるのではないかと思います。その事業者で起こるということは他にも起こり得ると考えるべきだと思います。

特に、事故の発生などは想定外のことということでしたけれども、想定外のことが起こるのが事故なわけです。想定されたことは日常的な安全管理の仕組みの中に既に組み込まれている。その管理の仕組みがきちんと実行されてもなお問題が起こることがあり得る、それが想定外の問題になりますので、それに対処することが求められているということです。一旦こういう社会問題が起こった以上、米全体に信頼のある仕組みをつくる必要があるのではないかと思います。

米につきましては、長く消費量が低下してきておりましたけれども、ようやく消費量が回復する状態になってきていたところです。ここで消費者の米離れを起こさないようにするためには、米全体についてワンステップアップするような対策をとることが必要なのではないか。それができなければ、そしてまた再び何らかの事故が起こるといことがあれば、消費者の米離れを食いとめられないのではないかと思います。

吉田座長 どうも。

ちょっと私、座長から。今の議論でいきますと、今回の事故でいきますと、用途限定であったものが主食用にも転用されたことだけは事実であります。藤田委員が言ったように、横流れ防止という形でやれば十分かということ、もし事故が起きたときには、ほかの主食用やその他のところについてのトレーサがないと、たぶん実行性が確保できないのではないかと。

それともう1つ、藤田委員のペーパーで言いますと、「販売条件等により用途を限定され

た米穀……」ということについては、登録制及び許可制で遵守事項を決めてやるということですが、基本的には制度は届出制であります。この部分だけある面では登録許可制としますと、法律上2つのものになってくる。結局今の届出制という前提でいけば、用途限定米についてだけをすべてトレーサすれば足りるということにはならない。これは藤田委員もわざわざ登録許可制を導入と書いてあるわけですから、それは恐らく今の流れから見たら、全体の米穀業者は届出制であるとすると、少し論理的に難しいのではないかと。

あと、もう1つ大きなことは、やはり藤田委員のところ、米の卸、相澤委員のほうは、我々はきちっと今までやってきた、それを過度な負担をされては困るという問題があるし、これは各委員、佐藤委員からも出ておりまして、ここに過重に負担をかけないできちんとした上でのトレーサビリティ・システムをどう構築していくかという議論になるのではないかなという気がするのですが、藤田委員どうですか。

藤田委員 座長が今おっしゃったことは、最後の流通規制、罰則のところ結論を出しているのはそこです。だけど、現実に食用と用途限定という2つの流れがあったのは事実だと思うのです。これは座長もはっきりと確認しておられることだと思うのです。そういう中で、何も違うルートのものだけということではなく、やはり事故が発生し得る可能性が高いもの、そしてまた今回と同様なことが食用で起こり得たかということ、はっきり言って、今までなかったと思うのです。そういう中で、一定程度やはり整備ができていないこと、その法制化ということに関しては別です。そういう意味で、明確にすべきではないか。そうしないと、先ほど言われた酒税のほうの問題にも行くと思うのです。実際、その部分の問題は除外しているのではないかと思うのです。

といいますのは、ちょっと問題が飛ぶかもわかりませんが、ここで、今までの米穀の規定の中でされているのに、今回、あえてかどうかわかりませんが、「及び碎米」というふうなことが出てきています。この意味も、私はまた後で枝元課長にお尋ねしたいと思っていた部分なんですけど、それも含めて私の意見とさせていただきます。

吉田座長 碎米、これは今、枝元課長に答えてもらったほうがいいですか。

藤田委員 なぜ今回、この書類の表記にされているか。今までは規定の中に含まれているのを、言葉をあえて分けて出されているのか、説明下さい。

枝元計画課長 食糧法を持ってきているだけです。食糧法に碎米と入っておりますので、それをつけ加えただけ。米穀の概念自体は、食糧法上の米穀とイコールです。論点のときに、米穀というと食べるお米のイメージだったものですから書いてなかったというだけで、

これ自体は意図を変えたとかそういうことではございません。食糧法上の米穀というもので書いてあるものをきちっとしたということでございます。

吉田座長 私、「販売」を軸とした米システムの検討会の座長代理をやっていまして、これからの米穀の問題を考えていきますと、農水省は、来年度の予算でも米粉パンだとかエサ米を大量にこれから増産していくことになる。日本全体の米生産や水田農業を考えていきますと、用途限定というより、より自由に皆さん方が使えるような仕組みをつくっていかないと増産が出来ない。また、新しい仕組みというのはできないと思う。将来のことも考えますと、用途限定ということだけにかかわるということではなく、やはり米全体に少し網をかける。そうしないと、実行性というのはなかなか難しいと思います。

ただ、藤田委員、相澤委員あるいは佐藤委員、皆さんの危惧は、こういう状況の中で、これによって過度の負担をかけてもらっては困るという点については、私もそう思います。例えば生産者の段階で過度な負担をかけたなら、とても実行性はもちませんから、そういう部分も含めた形を責任持ってやっていただくというのを、農水省側に私は座長としてお願いしたいと思っております。この辺、ちょっとまだ藤田委員と相澤委員の御意見を一応留保したということにしつつ、トレーサビリティの議論より、むしろ原料米原産地情報の伝達のほうに相当皆さん方御意見があるようなので、とりあえずトレーサビリティのところは終わらせていただいて、次に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。

新山委員 次を急ぐところに申しわけないのですが、1つだけ気になりましたところがあるので。ただ、トレーサビリティには直接関係がないので控えていたのですが、申し上げたいと思います。

5 ページの 7 の なんですけれども、こういう安全衛生管理の手法を関係者の努力でやっていまいしょうという項目が入るのは非常に賛成です。ただ、ここの書き方で少し誤解を生むかなと。「自主的な工程管理手法」とありますところを修正いただいたほうがいいように思います。「基本的な衛生管理手法」というふうな形に、あるいは「基本的な安全管理手法」というふうに修正いただいたほうがいいかと思えます。この点は、こういった G A P や G M P を含む衛生管理の考え方についてはコーデックスが原則を出していますので、全体にトレーサビリティもコーデックスの考え方に基づくと考えていますので、ここもコーデックスの考え方に基づいて整理していただいたほうがいいと思います。

コーデックスは、このことについて食品の衛生に関する一般原則というのを出していま

す。基本的な衛生管理というのは、工程で作業管理をすることがメインではなく、作業を行うときの建物、設備、作業員の衛生状態という、いわば製品にとっての環境の衛生を維持するということが基本になり、GMPなどでしたら、一部その作業管理も含まれると思いますけれども、それを工程管理としてしまいますと誤解が生まれるのではないかと思います。自主的な工程管理というふうにすると、なおHACCPなどとの混同を招くのではないかと思いますので、せっかく入れていただくなら留意していただきたいと思いますし、修正をお願いしたいと思います。

吉田座長 一応意見ということによろしいですね。

それでは、原料原産地情報の伝達についてでございますが、まず、枝元課長さんにちょっと回答していただいたほうがいいと思うのですが、佐藤委員から、米及び米加工品の義務付けは行わない、継続審議が必要で、食品表示の共同会議での検討に委ねる。もう1つは森下委員から出ておりましたが、義務付けには反対で、原料米産地情報の記録・保存に努めるようにということではありますが、この点について少し枝元課長から。

まず、佐藤委員から出ている「『食品表示共同会議』での」云々というのがありますので、少し回答していただいたほうがいいと思います。

枝元計画課長 資料でも御説明いたしました。共同会議自体は、御案内のとおりJASの世界でさまざまなことを御議論されておりますし、いろいろな意味での加工品全般についての議論を、前もやっておりましたし、やっていること承知をしております。そういう意味で、これまでいろいろ御議論がございまして、いわゆるJASに基づく表示について、今回お米について、JASに基づく原料原産地表示ということの拡充ということについて、運用面も含めていろいろ御意見があったというふうに承知をしております。

そういうことから、共同会議等で議論しておりますJAS法ということではなくて、トレースということの結果としての、そういう意味ではトレースそのものこの原産地情報伝達ということ自体は目的が一緒のわけではございませんので、安全の確保というために原産地情報があるわけではございません。そういうことで目的は、消費者の不安を払拭するという観点でトレースした結果として、もしくはトレースしたもののうち、消費者が望んでいるものというものの情報の1つでございます産地について、トレースの結果として最終段階の消費者に売られる、提供される方々、またその中での伝達ということを、これはまさに消費者のことも真剣に考え、義務付けすることによって担保しようというものでございます。

そういう意味からしますと、情報伝達ということでさまざまな手法等もあり得るのだろうと思うのですけれども、だからといってJASをやらなくていいとか、議論しなくていいということではなくて、JASはJASとしてのまさに緊切性としての表示についてさまざまな観点から、米もしくは米関連商品について、もしくはそれ以外の加工食品というものについて、そちらのほうでより建設的な表示というものをきちっとしていくということとを否定しているものでは当然ございませんし、そこについて、こっちがあるからあっちがだめとか、あっちがあるからこっちがだめということではございません。あくまでもトレースの結果としての情報の1つである原産地について、消費者の不安払拭のために情報を提供するという仕組みだということでございます。

吉田座長 佐藤委員。

佐藤委員 今までのお話なのですけど、私の理解が間違っていればお聞きしたいのですが、JAS法については、原産地、原産国の表示というのは、対面販売であればそこは免除されるという理解でおるのですけれども。一方で、こちらは対面販売とかということは特に規定しなくて、米製品全般について原料原産地情報の伝達ということになっているのですけど、整合性はどのようになっているのでしょうか。JAS法では、対面販売は除かれるとなっておりますけど、お願いいたします。

吉田座長 表示・規格課長お願いします。

新井表示・規格課長 JAS法と今回の制度の関係は、今まさにお話しありました対面販売でありますとか外食とか、そういうものをどう扱うかということと密接に関連してきていると思っております。JAS法では、法律上、対面販売、外食事業者を排除しておりません。しかしながら、今告示で除いているというのが現状でございます。ですから、法律上も当然実行可能性等が伴えば、外食、対面販売も対象にするという、法制度としては包含をしております。

しかしながらJASの制度というのは、この前もお話をいたしましたけれども、消費者が選択する際に表示という形で情報を消費者に提供することが法目的になっておりますので、表示のやり方について、法目的から来る制約というのがございます。それが、この前申しましたけれども、例えば店頭で一括での表示をいたしますとか、そういうものにつきましてはなかなかJAS法では認めがたいというのはお話ししたとおりでございます。

今回の制度は情報伝達ということでございますので、消費者の方への情報の伝達の仕方

について、より柔軟な取り組みができるというのが今回の制度の一つのJAS法と大きな相違点でございますし、消費者にとってもそれがメリットになるということで制度を仕組みられたというふうに思っております。

そういうことになりますと、外食のところでメニューによりますとか、店頭に掲示をいたしますとか、あと、口頭で答えるというのをどこまで認めるかというのは、これは恐らくこれから検討してみなければいけないということかと思っておりますけれども、そういう形で柔軟な情報提供が認められるという制度になるかというふうに思います。

それから、先ほどの共同会議との関係等についてお話をいたしますと、事業者の方に課される義務というものでJAS法と今回の情報伝達の制度というのが変わってまいりますので、それぞれのいわゆる実行可能性を検証するに当たりますとも、おのずとそのやり方というのは違ってくると思っております、JASは、前回もお話しいたしましたけれども、共同会議のスケジュールの中で、実行可能性等も踏まえながらまた検討していくということになるかと思っております。

吉田座長 佐藤委員。

佐藤委員 時間もないのですけれども、先ほど消費者の安全という話があったのですが、もとに戻りますけど、ならば、なぜ米だけがと。食品全般が対象じゃないですかという観点で、なぜお酒がという話をぜひ承りたいと思います。

吉田座長 お酒の件は、後で……

佐藤委員 後でやられますか。

吉田座長 ええ、出ると思っておりますので。

森下委員。

森下委員 再度確認をとりたいのですが、表示を百歩譲ってやるとした場合ですけれども、国産と外国産米、アメリカなりタイなり中国なりあるかと思っておりますけれども、それをやる必要性がもう一つはっきりしないところがございまして、米穀の場合ですと、それは産地と割合と銘柄がございまして、それは消費者にとって非常にわかりやすいことだと思います。ただ、今回の今日の議論も全部含めると、国産のお米についても、非常に事故の可能性があって危険なのでトレーサビリティをやると、やらなければならないという議論の中で言うと、国産という表示がご飯あるいはせんべいにしてあっても、それが消費者にどうして不安を払拭させるのでしょうか。非常にわかりづらいところがございますので、はっきりとさせていただければと、表示・規格課長さんをお願いしたいと思います。

吉田座長 それでは、表示・規格課長。

新井規格・表示課長 これは私がお答えする課題ではないと思っております、今回の情報伝達の制度でどのような表示の仕方をするのかというのは、そちらの制度設計だと思います。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 私が申しあげましたのは、この情報伝達そのものは、安全とは特に関係ないというふうにさっき申しあげたつもりでございます。

国産について、危険だということを前提にという、そう言えばそうなのかもしれませんが、何回も申しあげますとおり、ともかく事故 ここで言う事故というのは3つの目的を持っておりますけれども、1つは食品衛生上の安全性の問題、あともう1つが、例えば今義務付けされておりますJAS等の表示等の問題、あと、いわゆる食糧法で担保してございます適正流通、米の流通にかかわりますそういう3つについて、事故というものは起こり得るという前提において、これはトレース自体がそうだと思いますけれども、それが起きたときの遡及可能性をともかく担保すると、制度の基礎とするということでトレースをしているということでございます。まず、トレースのほうはそういうことでございます。

表示は、まさに表示ということなので、一切ここに「表示」という言葉も、今回ここに使わないようにいたしましたけれども、その過程において、前回は御説明いたしました、1つはやはり事故米問題。これは最初御指摘あったとおり、農水省にいろんな不手際があったことは間違いございませんし、それについては本検討会の範囲ではございませんけれども、前回は御説明いたしましたとおり、数々の今対応をとってきているところでございます。

ただ、そういう過程におきまして、やはり消費者の方々ですとかいろんなところからMA、海外から来ているお米を使っているということに自体についての驚き、戸惑い等々ございましたし、あと、いろいろな売り上げが減っているような業界のほうで、こういう事故米ということも理由に挙げられているいろんなことを言われているということで、今回のある意味特殊な、特異な、政府が持っているという意味も含めて特異なものが、米全体に対して非常に大きな不信をもたらした部分は間違いのないというふうに考えてございます。

その際に消費者の方々、この前御説明いたしましたけれども、アンケートなんかしても、一番何に関心を持っているかということ、結局は原産国。それが、こっちが安全だとか、

あっちが安全じゃないとかそういうことを言うつもりもございませんし、事実、そうでもないと思いますけれども、消費者の関心というのはそこにあるということは間違いないわけでございます。そこについて、このトレースをした結果として、トレースでさまざまな情報が当然ながら蓄積、つながっていくわけでございますけれども、その中で消費者が最も求めている産地というものについてのみ情報を最終の段階で提供するということは、なぜお米なのかというのはここに書いてあることを繰り返すことになりましてけれども、今回の事件、またそれに伴ってのいろんな影響、消費者の反応等々含めて、まず米について、そういう情報提供等も含めた一体的な整理をトレースとともに図るべきではないかということでございます。

吉田座長 森下委員、何か。

森下委員 図るべきではないかということであれば、必要のないものはやらないほうが良いと考えております。非常に理屈に合わない形を感じますので、それは意見書に書かせていただいたとおり、今回の目的と非常に乖離したというか、それを非常に飛躍したものでございますので、これが努力目標というか、今JASではそうでございますけれども、それができる企業にはやってくださいと、まだなかなかそこまでいかない難しい企業さんには若干の猶予を見ましようというようなニュアンスを含めた、義務という言葉がないものであれば、それは考えられないこともないというか、付随であってもしないかとは思いますが、これを一体化してトレーサビリティと論ずるのは、逆に困難なことではなからうかと思えます。

以上です。

吉田座長 あと、これは特に樋浦委員、相澤委員、藤田委員もあると思いますが、どうぞ。

樋浦委員 表示についてでございますけれども……

吉田座長 表示じゃなくて情報伝達。

樋浦委員 原産地情報の伝達について柔軟にということで、このように今日出てきたわけですが、義務付けとするという原案かと思うのですが、任意表示にする案はいかがでしょうか。全体に冷静に客観的に考えてみますと、なぜこういう委員会が開かれたかということも含めてずっと流れで見ていると、今現在、私どもはかなりマスメディアに取り上げられたような大きな問題の中でこういう委員会もできたと思えますけれども、そうすると、あと1年後、2年後、3年後の中で、客観的冷静にこれが決められたこ

とであったということを考えますと、主食ということからいけば小麦とかそばとかも主食でありましょうし、そうすると、そういった整合性といったことも含めて、現在においては、もしほかのものも同じように整合性のあるものであればいいかと思えますけど、今、米だけということであるならば、当面まず任意にするということも1つ検討されていいのではないかと考えます。

吉田座長 相澤委員ございますか。

相澤委員 原産地の情報伝達ということですが、これは先般も申し上げましたように、主食からさらに加工が進むに当たって、お米由来のものだけをどういうふうに公表することによって、消費者の方の不安を払拭できるかという部分については、今日の間取りまとめの内容を伺っても、余り理解ができる内容ではありません。先般も申し上げましたが、他の穀物を合わせてつくられている二次加工、三次加工の食品の中で、お米だけがなぜ産地の表示を情報として伝達されていて、それ以外のものについては公表がされてない。これは単純に考えても、消費者の方がお米だけが出ているから納得されるかというところには、今日お話を伺いしても非常に疑問を感じます。

以上でございます。

吉田座長 藤田委員ありますか。

藤田委員 相澤委員のおっしゃったのとほぼ一緒なのですが、米だけということじゃなしに、米を加工していけば加工していくほど他の食品との整合性が必要になってくると思うのです。冒頭で申し上げましたように、その場合であれば、JAS法の品質表示の中で総合的な判断をしていただくのが一番適正ではないかと思えます。

吉田座長 中立委員の意見 阿久澤委員お願いします。

阿久澤委員 今回、表示から情報伝達へと標記が変わり、情報伝達という言い方は、今回のこの検討趣旨に沿った情報を消費者に提供することを可能にできるのではないかなという感想を持っております。前回までの議論ですと、例えば先ほどお酒の話もありましたが、お酒はJAS法では適用外ですが、今回の提案内容であれば、考え方によっては入れることも可能ではないかなと思います。

さらに、「弾力的に」という言葉が情報伝達の仕方としてありますので、非常に負担がかかる、例えば、一例にしか過ぎませんが、原料調達について、たびたびその原産地が変わるとかいうことで情報提供の仕方が非常に難しいというようなことについても、共同会議等でも検討されていると思えますけれども、「または」というような表示の仕方、あるいは

JAS法では現在は使われないホームページでの開示等、そういった弾力的な情報提供の仕方を可能にするということ方向で負担のかからない形についてさらに検討を進めるといった方がいいのではないかと思います。

吉田座長 1つは、ずっと、なぜ米だけなのかということで、これは米を最初にやって、これからという形になるのだと思いますが、枝元課長、その点はどうですか。もう1度そのところをお願いします。

枝元計画課長 そこはちょっと繰り返しになりますけれども、今回、米穀、お米について穀物という観点で見ますと、唯一自給可能であるということ。また、非常に食生活も多様化したしまして、お米の地位というのいろんな意味で普通の食品に近づいてきているのだろーとは思いますが、今回の事故米におけるいろんな反響、関係業界における売り上げ、私どもに対するお叱り、クレーム、国会等々での議論、さまざまなことで感じますのは、そうはいつでもやっぱり米は米だということで、国民にとって、それはお米を使ったものとかご飯という形で提供されるということも含めて、お米に対する信頼は非常に強いものがあると思います。やはりお米というものはきちんとしているのだという前提というのでしょうか、そういうことなのじゃないかと。

そういう意味において、逆にこういう事件が起こったことによって、ミニマムアクセス米というものの存在も含めていろいろな方が承知されるようになりまして、また、それについてのいろんな疑問なんか私どものほうにいろんなところから来ております。そういう中において消費者のいろんなことを聞きますと、結局、例えば表示について、そもそも表示は何のためにやるかといういろんな議論はございますけど、消費者の方は、やっぱり国産かそうじゃないかみたいなことを最も知りたがるということは事実でございまして、今回、米の流通にかかわりますいろいろなことを考えてまいりますときに、最終的にやはり消費者が一番大事だということでございますので、その方々の期待なり要求にこたえるためには、トレースという手法が基礎にあって、そこで伝達される情報としての産地というものを活用させていただいて、消費者に対してきちんと応える義務というものを、当然将来的にはいろんな意味で食品全体、いろいろなことが必要なんでしょうけど、今回の事件も含めて、また先ほど申し上げたような米に対するいろいろな状況ということも含めて、まず米についてやっていくべきではないか考えているところでございます。

吉田座長 もう1つ、森下委員、藤田委員が義務化というのはどうか、任意でどうかというのが出たのですが、これは法律をつくるということであるとすると、最低限の実行性

ということでいくと義務化という問題になると思うのです。ただし、先ほど阿久澤委員にまとめていただいたように、情報伝達の弾力的な運用という問題をもう少しきちっとやっていただいて、各業界に大変負担がかからないようで行行性のある形というのが情報伝達の仕組みとしていただきたい。今日の取りまとめは、表示と違ったという点で相当変わってきているので、その辺で、まだ森下委員、義務化反対ですか。

森下委員 そもそも論で今回の議論と整合性がないと感じていますので。なおかつ、消費者にそれが本当に不安なのか安心なのかというのは、人それぞれ、一人一人違う感覚でございますので、危険というのは科学的に証明ができるかと思えますけれども、何をもった不安なのか。逆に言うと、風評被害が起きないのかというのは非常に心配でございます。いろいろ今まで風評被害で各業種、企業、大変つらい思いをしまいたことがございます。これと同じようなことが起こりかねないかなというのが非常に心配になってございます。

吉田座長 それでは、藤田委員。

藤田委員 その前に、座長から義務化ということを私の言葉と言われましたが、私は言っておりませんので、取り消してください。

吉田座長 取り消します。

では、新山委員お願いします。それから佐藤委員。

新山委員 努力目標でということに関してですが、私は、やはり消費者の状態をきちんと見るべきだと思います。消費者の状態をあなどってはいけないと思います。私どもの研究室では、ここ数年、消費者の購買行動についてのアンケートや実際の店舗での買い物行動を観察するというのを繰り返しやってきておりますが、まずアンケート調査をやれば、どなたがやられても、必ず産地表示、産地情報は非常に高位に上がります。上位1位、2位に上がります。

ただ、これまで、確かに実際の買い物の場面を見ますと、生鮮食品については本当に詳しく産地をチェックする、国産か輸入かをチェックするということをやっていますが、加工品になりますと、主観では非常に強く求めても、実際の購買行動ではチェックしないというふうなことはかなり見られました。しかし、それで終わりではなくて、一旦事故が起こりますと、その行動はころっと変わります。例えば、今度の中国産ぎょうざの事件があってそれ以降を見ますと、これはぎょうざに限らず冷凍食品全般の原産地についてチェックは非常に厳しくなっています。

そういうことから考えまして、私は先ほども申しましたように、お米の消費離れを起ささないで米の消費をさらにふやしていくということを考えますと、米製品全体に消費者の選択に耐え得るような情報提供がこの機会に求められると思います。それは事業者の方々自身にとってのこれからの、将来の事業の環境にかかわることではないかというふうに思います。

そして、その対象範囲について言えば、先ほど来御意見が出ていますように、米を主にする製品ということであれば、確かにそういう点で均等性を確保するために、お酒ですとか食酢ですとか、そういうふうな範囲はきちんと検討されるべきだと思います。

また、どういう場面で情報を提供するかということと言いますと、消費者は、やはり産地情報については食品を選択する時点で情報提供を求めていると思いますので、食品を選択するとき、つまり購買をする環境の中で、しかも購買の際に十分消費者が見ることができるよう形態で提供することが求められると思いますので、その点は意見としたいと思います。

吉田座長 では、佐藤委員ちょっと待ってください、森下委員がちょっと発言したいと。

森下委員 すみません、今の新山委員の御発言についてちょっと意見を言わせていただきたいのですが、これをやらなくていいというか、これを法制化する、しないということと言いますと、法制化しないほうがいいと考えてございます。それはなぜかと申しますと、先ほど来言っておりますように、いわゆる消費者に対してこれが不利益になる、著しい不利益になる、あるいは著しく健康を害するかもしれないということであれば、これは法制化をしなければならぬかとは思いますが、ただ、各企業の努力によって、その企業がコストを吸収しながらお客様の利便性を高める、あるいはある意味の不安感を払拭する、そういうことのためには独自にやればよいことだと思っております。これが本当に完全な罰則を伴う法制化になった場合に、かなり逆に不利益を受けるいわゆる業者さんが多いかと考えてございます。

以上です。

吉田座長 佐藤委員お願いします。

佐藤委員 今ほど新山委員からお話があったのですが、お客様がお買いになるときに、購買時点で原料原産地の情報が伝達されたほうがいいと。確かにそれは、あるべき論としてはよく理解できます。しかし、実態としていかにこれが難しいかということについては、過去の委員会の中で再三お話をしてきたという経緯があります。だから、弾力的

な伝達の仕方というふうな表現だということも理解はできるのですけれども、私はこだわりますが、なぜお米かということに関して、先ほど、まずお米を先行させるというお話があったのですが、お米を先行させて、それをほかのものにどのように拡大させていくのかという、そこが見えないという中で、今、私はここでお米だけについて原料米原産地情報の伝達の仕方を義務化するということには賛成しかねるというのが私の意見です。

この委員 11 名いらっしゃって、今日 1 名お休みでいらっしゃいます。そうしますと、今お話を聞いておりますと、情報の伝達の仕方を少なくとも義務化をするということに対して賛成できないという方が、私を入れまして恐らく 5 名ぐらいいらっしゃるのじゃないかと思っているのですけれども、そうすると、この委員会の中でこの個々の委員の重さといいますが重みというか、それをどのように今後総括されるのか、座長にお聞きしたほうがいいのか、どなたかわかりませんが。

吉田座長 ですから、先ほどからずっと問うているのは、最終的に情報の伝達の仕組みは弾力化すること。森下委員は法律化に反対だということまで出ました。法律化に賛成の委員もかなりいらっしゃると思います。そのところに大体集約されてきていると思っています。米を先行させるか云々というのは確かにありますが、これは今回の委員会でいくと、米の問題が発生しまして、まず米の問題について確実にやっていくというのは、これは報告でも出ております。

そうすると、最終的には情報の伝達の弾力化という問題と、ではこれを義務化でできるのか、できないのかについてどうなるかという点が論点だと思います。この点について委員会ですので、そういうのを私は聞いておるということです。ここは、今日まとまらなければ、次の委員会まで、事務局ないし座長も含めて各委員の意見を聞き、どこまでだったら情報伝達の仕組みができるというところが出てくると思います。

あと、先ほど言いましたように、トレーサの問題は私の座長の見解で言いますと、これから米粉パンだとかエサだとかいうことを拡大していくとすると、今回の事件は横流れ防止だけで解決するものではなくて、やっぱり全体にかけないと、藤田委員の考えていることも難しいなと思っています。というのは、特定のものについては業者を限定しろとかいうことと両立しないわけです。その辺はもういっぺん最後に、ちょっと藤田委員と相澤委員にどうですかということ、これは事務局案で収斂できるなと感じております。

情報伝達の議論をしても最後のところでいくと、とりあえず阿久澤委員にまとめていただいた方向でまとめられるのが良いと思います。それから森下委員や各業界の方々でいく

と、義務化という点でどうなのかと。米が先行というのは、ちょっと疑問があると思いますが、全体の流れから見れば了解していただくざるを得ないなと思っております。この中、まだ佐藤委員は御不満かもしれませんが。

それで、ちょっと時間もないので最後ということになりますが、その他流通規制のところに移りたいと思います。

はい。

川崎委員 流通規制のところもあるのですが、私も意見はきちんと発言しておいたほうがいいと思いますので。

原料原産地の情報伝達のところについては、私としては、6 ページで書いているような情報伝達義務化ということで検討をするべきだと、方向付けすべきだと考えます。弾力化の問題は、やっぱり手法の問題として検討すべきだと思います。

理由は、前回か前々回か申し上げましたけれども、問題の所在というのを3点ほど計画課長がまとめておられますけれども、表示の問題というのは、やはり問題の所在の1つということになると思います。そのことを消費者目線で整理をすると、やはり6ページのようにになると私は思いますので、委員としての意見としては、6 ページに書いてあるような方向で取りまとめをしていただけたらということでございます。

それと流通規制の問題については、9 ページでございますが(2)のところ、流通上の適切な品質管理の遵守事項を定めるということが書いてございます。この中身がどのようなものかということが現実的には重要になってくるのではないのかと思います。こちら辺のところはきちんと整理できるのであれば、この9ページの(1)、(2)、(3)という内容で整理をしてもいいのではないかと考えております。

それと、時間がないのでちょっと御意見だけ。これは原料原産地のところに関係するのですけれども、8 ページの7番の のところで、これは前回もちょっと御意見申し上げましたけれども、「安定供給に向け関係者の努力が必要」だとあります。これは当然のことだと思いますが、関係者の中身というのは当然供給する側ということもございませぬけれども、購入する側ということも当然関係者という中には含まれると私は理解しますので、その双方があって実行性として担保できるのではないかとしますので、その点についても意見として発言をしたい。

以上でございます。

吉田座長 ほかにございますか。

藤田委員は先ほどのペーパーで、いわゆる用途限定米の業者に関しては届出制ないし許可制を導入すべきという御意見だったと思うのですが、これは食糧法の中で2つの制度が出来るということになり、やはりいかがなものかという感じがします。この点について皆さん方の御意見あれば、基本的には今の法律が届出制ということで、この範囲でやっていくとするとこういうことになるのかと思うのです。そうすると、現行の届出制を維持していくということで、これは最初の農林水産大臣が話していた、今回の改革によって農水省が焼け太りとかそういう規制をうんと強めないということの指針に沿っていると思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。また意見があれば、もう1回ありますが、大体この辺でということで、登録制という意見はございませんね。

では、ちょっと全体の議論で、大変座長が不手際で申し訳ございません。新山委員どうぞ。

新山委員 最後の流通規制のところですけども、ここでの表現はこれでよいと思うのですけれども、先ほど来、用途限定米については健康影響の発生というふうなこともあるので厳しくという御意見が出ていますので、そのことからしますと、私はトレーサビリティの導入に加えて、少し可能であれば流通上の方策として導入できることを検討してもいいのではないかと思います。と申しますのは、例えば非食用米の場合は、これは食用になってはいけないわけですので、例えば色付けをする。色付けというのは当初申しましたが、資料の御提供をいただきましたけれども、破碎には非常にコストがかかるということでしたけれども、色をつけるだけですとそれほどコストがかからないようなデータであったと思います。事業者の方々すべてではないと思いますけれども、不適合品ができた場合は、まず色をつけるなどして他にまざらないようにするというのがごく普通の方法だというふうにおっしゃる事業者もありますので、そういうことからすると、そういう手法も検討されていいのではないかと思います。

また、エサ米につきましても、通常の主食用の米をどこかでエサにするという場合は別だと思いますが、当初、農家の段階からエサ用の米として生産された場合、これは先ほどもお話ありましたが、私も食料自給率を高めるということを考えますと、もっと水田を活用してエサ用の米をつくるというふうなことは考えられていいと思いますし、そういうことが問題なく進められるようにするためには、エサ用の米がエサ用にきちんと仕向けられているという状態をつくらないといけないと思います。

そのためには、トレーサビリティがもちろん基礎になりますけれども、それに加えて、

エサ用のお米も色づけをすとか、あるいはもっと別の方法が考えられるのであれば、そういうことも考える。例えば、エサの1つであるトウモロコシの粉を出荷するときに、もう既に入れてしまうとか……

吉田座長 私は、エサ用米についてある方々か、必ずエサ用についてはトレーサビリティをやってくれと言われた。エサ用という用途の限定に例えば破碎とかいろんなことをやったら、コストが高くなって、エサ米というのは普及しない。だから、むしろそういう面ではトレーサビリティと横流れ防止をきちっとセットにやって、エサ用米を低コストで供給するという形をやらないと、増加しないと聞いております。これは確かに横流れ防止の手段とコストの問題があると思います。

だから、トレーサビリティにエサ米だとか用途限定米について、先ほど言ったように米全般に網をかけてトレーサビリティをやっていかないと、エサ米の横流れ防止とならないと思うのです。そういう面でもトレーサビリティは全部かける。それから横流れの防止は、当然幾つかの問題があるのですが、余りコストをかけてしまいますとなかなか難しいと思います。これは座長の見解ですけど。

新山委員 そのとおりだと思います。実は私も本来の専門は畜産経営でして、飼料稲をエサに使用すること、また、エサ米をエサに使用することがコスト的に見ていかに難しいかということは日ごろ研究に関連して見ていることですので、一番よくわかっているつもりです。

しかし、その上でなお申し上げたい。座長おっしゃるように、そういう意味でもトレーサビリティは不可欠だと思うのですが、それに加えて、私は最初に言って、後はとくにふれずにきましたけれども、全体何をするにおいてもできるだけコストをかけず、負担がかからないようにしていくことは必要だと思っています。ですから、今申したこともすべてそうです。これはコストとのバランスだと思います。しかし、それでも、方法が探れるなら検討はしてもいいのではないかと思います。

あと、別の方法では、例えば廃棄物などはマニフェストという手法を使っておりますね。確実に廃棄物が最後の廃棄物処理業者で処理されたかどうか、廃棄物を出した業者に処理の連絡をするというシステムがありますけれども、例えば、あれは何枚ものコピーをつかって、それを……

吉田座長 ちょっといいですか、新山委員。国税庁の酒税課長がまた別の会議に出なきゃならないということなので、ここで、すみませんが、酒税課長に少しアルコール関係の

点について御発言をお願いします。

牧田国税庁酒税課長 すみません、ありがとうございます。国税庁でございます。これまでこの検討会には、オブザーバーといたしまして皆様方の御議論を伺わせていただいたところでございます。今日、お酒の話も出ておりますし、せっかくの機会でございますので、ちょっと発言をさせていただきたいと存じます。

まず、今回の事故米の事件を踏まえますと、トレーサビリティの仕組みというのは、具体的にどういう制度を仕組めるかというのは別として、こういったことについて検討するというのはやはり重要なことであろうというふうに考えております。その上で申し上げますと、トレーサビリティとも今回密接な関係にあるという原料米原産地情報伝達についてでございますが、その中でも特に表示の問題につきましては、私としましては、お米の加工品まで含めると非常に膨大な商品事業者が対象となるということ、あるいは例えば原料の切りかえ、混合でありますとか中間加工品の取り扱いなど、具体的な実行可能性の問題、そういうような点について十分に検討すべき論点がやはりまだ残されているなというふうな感じがいたしております。それから中小企業者に対する配慮をという点も、実務的な観点からは重要なポイントであろうというふうに考えております。

先ほど所管のお話が出ておりましたけれども、もちろん所管が違うから直ちに結論がこうなるというものでは当然ないというふうに考えておまして、やはり実態に照らした判断をしていくということが当然のことでございます。その前提として、まずはこの検討会でも御議論いただいているような全体な検討が必要であろうというふうに考えておまして、そういう意味で、私も今回オブザーバーとして出席させていただいているということでございます。

私どもの所管するお酒、酒類でございますけれども、先日のヒアリングで酒造組合の中央会のほうから意見表明をした、そういういろいろな意見も踏まえながら、先ほど申し上げましたような残された論点を、全体としてまず十分詰めていくというようなことで今後検討を進めていく、深めていくということが重要であると現段階で私ども考えておりますので、委員の先生方からは、引き続き貴重な御意見を賜ってまいりたいというふうに考えている次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

中断させていただきまして、申しわけございません。

吉田座長 退出されるので、御質問を1点、お一方かお二方あれば、よろしいですか。

では、佐藤委員。

佐藤委員 率直に申し上げて、質問のしようがないというか、何もまだ動いていらないと思うのですが、すべてこれからというふうな認識だと思えますけれども、そういうことでございましょうか。

牧田国税庁酒税課長 もちろん、今までにおきまして農水省さんのほうといろいろと情報交換させていただいております、議論は伺っているところでございますが、もちろん今後も検討を一緒にさせていただきたいということでございます。

佐藤委員 もう少し突っ込んだお話が聞けるかと思ったのですが、全く中身がないので、少し期待が外れています。

吉田座長 今後検討されるということですよ。

牧田国税庁酒税課長 はい。

佐藤委員 いつごろまでに検討されるのでしょうか。

牧田国税庁酒税課長 それは、こちらのほうの検討の詰めをにらみながらということになると思います。そこは、いつまでということは、今の段階でちょっとまだ私どもも十分に詰めておるところではございません。

吉田座長 どうもありがとうございました。

それでは、新山委員、ちょっと途中ですみませんでしたけど。

新山委員 もう最後ですのすぐ終わります。マニフェストというのは、非常に大量の書類を送っていかないといけないので、あれをそのままというのはとても無理だと思いますし、非常に簡便な方法で、最後、当該用途の業者に引き渡したということを通知するような、振り出したところに通知するような手法の検討もあってよいのではないかと思います。

いずれにしても、負荷のかからない範囲で、しかしきちんと用途に回って、米全体の仕組みが安定するようにと考えての意見です。

先ほどの情報提供も、食品選択時にというふうに言いましたが、これも場面として食品選択時に提供することが消費者の状態からすると望ましいということをお願いしたのであって、どういう方法で提供するかについては、これは牛肉の個体識別番号の提供もそうなのですけれども、できるだけやりやすく見やすい方法で、そこは弾力的にというふうに私も考えておりますので、それは補足させていただきます。

以上です。

吉田座長 どうも。

それで、次回、ここで決めなきゃいけないのですが、まずトレーサビリティについては、全米穀を対象にするか用途限定米ということでもあります。これは、藤田委員と相澤委員は用途限定でいいのではないかと意見がありました。これは確かにお立場上、これまできちっとやってきているのに今さら何だということだと思のですが、現実的には、用途限定米が食用やいろんなところに流れているのですから、ここはなるべく、今日留保されても結構ですが、一応座長の取りまとめの方向としては、全体の米穀を対象にしたらどうかと思います。ただし、やはり各生産者を含めて、業界の負担はなるべくかからないようなシステムをつくっていただきたい。

理由としては、今後の米ということを考えますと、エサ米、米粉、こういうものを相当拡大していくということがはっきり出ておりますので、そうしますと用途限定米だけに限っていくというのはなかなか難しい。新たな用途の米を拡大していくには、より低コストでいろんな業者に扱ってもらわなければならない。そういう面でいけば、米穀全体ということではどうなのかと思います。ただ、これは今日、藤田委員と相澤委員にぜひ賛成しろということではございませんが、座長の取りまとめの方向としては、この辺で少し御検討をそれぞれしていただければと。

原料原産地の情報伝達の問題です。これは佐藤委員からも、大体半々ぐらいに分かれて指摘されています。情報伝達の事務局案に賛成の方が多少多いと思います。特に業界の方々は、この原料原産地の情報伝達というのは、さて自分でやろうとするときにいろいろな課題が出てきているということでもあります。その中で、阿久澤委員にまとめていただいた形の、なるべく弾力的な情報伝達ということを考えつつ、義務化と任意という点では、基本的には義務化もしなきゃならないと私は感じます。このところは、座長含めて少し事務局と合わせて、皆さん方とまとめて、次回までに何とかまとめる方向でいきたいと思っておりますが、いかがですか、佐藤委員。大体論点はその2つですね、今の問題は。森下委員いいですか。

森下委員 義務化は反対です。必要ないと思っています。伝達は必要だと思えますけど、義務化は必要ないと思います。

吉田座長 ちょっとそのところは森下委員の意見ということで。ただ、そのところをもうちょっとやるという、少し詰めていくということではいかがですか。ここで今日、こうだと言うわけにはいかないなという気はしましたので。

佐藤委員 来週もう1度議論があるという認識でよろしいのですか。

吉田座長 それまでに議論するか、ちょっと事務局。

枝元計画課長 私の勝手な立場で言わせていただきますと、非常に短期間で、今日で7回目でございます。先ほどお叱りいただいたとおり、十分詰めができてない部分、あと、他省庁との調整についても必ずしも十分に御説明できない部分があることは承知をしてございます。ただ、今回事故米穀が発生いたしまして、これは御指摘いただいておりますとおり、農水省の行政のあり方そのものの問題でございます。ここに関しては、有識者会議のほうで来週、27日がこの検討会でございますけれども、似たような時期に有識者会議のほうのいろいろなことですか、あと、私どものほうは省内の改革チームということで、私どもの米にかかわる農林水産省の事業のあり方、また組織のあり方含めて、農水省としての方向性をまたお出しする必要があると。

そういう意味ではこの2カ月、まず、ともかく事故米穀、政府が持っておりますいわゆる事故米というものに関して、それが流出しない仕組みを早急に整備し、現実それが流れているところについて、これは善意の業者の方々に物すごく風評の問題も含めて御迷惑をおかけしました。ただ、いずれにしても、消費者のことを第一に考えるということで情報を提供しただ、この過程で、流通過程を把握することが非常に難しいことを実感いたしました。事業者の方々には、御案内のとおり、経営支援策ということで別途まとめさせていただきます。

そういう意味での私どもの責任を含めて、まず実態面としてやるべきことはやったつもりでございます。あと、私どもの責任、また組織のあり方については、この検討会の27日とほぼ同じ11月中に一定の方向を出すということで、そこについてはそれを見ていただき、御批判もあろうかと思っておりますけれども、私どもの姿勢を見ていただければというふうに思いますし、その過程で、やはりトレーサビリティですとか消費者の方々からいただいたさまざまな米に関する不安、そういうことについての制度上の論点として、急遽お集まりをいただき、お願いをいたしました。

そういう意味では、私どもの責任についての話と、やはり米の流通の問題があることは間違いございませんので、そこについて消費者のことを真剣に考え、またそれを考えることが米もしくは米にかかわっている産業にとっても非常に重要であるということも含め、食の安全だとかいろいろな観点から、そういう強い意識を私どもとして持っていなかったということが発端でございますので、それを持つという観点から、今の仕組みをさまざまな観点で見まして、この3つの論点に絞らせていただいたわけでございます。

そういう中で、事業者の方々のお立場ということも含めて委員をお願いいたしました。そういう意味では、当然ながら御指摘をいただいた点は非常に重要な点が多々ございます。例えば加工品の範囲等について、さっき国税の課長は、トレーサについては重要だというふうにおっしゃっておられましたけれども、米穀というのはある意味当たり前と言えば当たり前なのかもしれませんが、加工というものをどこまで対象とするのかということについては、御指摘あったとおり、これだけではっきりいたしません。そこについては、制度運用に関して関係業界の皆様方と色々な話をしていかなければいかぬということでございます。

あと、本日いただいたいろんな面での運用について、必ずしも十分詰め切っておりません。例えば、農家の方々がどういうふうに記録すればいいのかということを中心として、これではできるだけ負担をかけないようにと書いてございますけれども、実態として各業界で全然違う、もしくは御意見もございましたとおり、会社の規模によっても全然違う、そういうことについてもいろいろと当然配慮していかなければいかぬと。過度な負担とならぬようにしていかなければいかぬということについては、いろんな勉強、実態を見させていただきながら詰めていくということになるかと思えます。

今後、この方向でお取りまとめいただけるのであれば、1 つは法制度をつくるということと、あと、その法律が仮に国会で通ったとして、その後、例えば牛肉のトレーサですと1年6カ月後に施行するというその準備、それにどれぐらい時間をかけるべきなのかということも含めて、この方向性については、私どもとしてはやはり今回のことを踏まえ消費者、それを考えることがひいては米産業のことも含めて真剣に考えてやっていきたいということで御提案をさせていただいているものでございまして、私の希望だけ申し上げれば、27日にもう1回、そもそもの議論についてはどうこうともし、今日方向性だけでも可能であれば出していただければ、あと、いろいろな言葉遣いですとかいうところについては、またこちらのほうで検討なり、修正なりしまして、お送りする形で調整できると思うのですが、そもそもの話については、一定の方向付けができるとうれしいと思っておりますし、この骨格の方向性について御了解をいただければ御了解といたしますか、少なくとも反対いただかないという格好であれば、ありがたいという意味ではありがたい。

吉田座長 わかりました。1 つは、法律化するにはまたいくつかの段階と手続きがあるということを理解していただきたいということと、とはいえ、各委員の方々、今日これだけ意見表明して、すぐにウンと言うわけにいかないことは理解します。トレーサビリティ

は藤田委員、相澤委員も一応そういうことで、大筋で了解していただければと思っています。ただ、産地の情報の問題については、事務局と座長で皆さん方の御意見で、基本方向は先ほどまとめた方向を踏まえた形でまとめを出していただいて、当然そのときに最初に意見表明は出していただいても構いませんが、最終的に 27 日は、意見表明の中の文章で少し直せるところがあれば、それはそれで直すという形にしたい。ただし、どうしても意見が割れたという部分については、座長に一任をお願いしたいと考えておりますが、いかがですか。反対ですか。何が何でも反対ということですか。

森下委員 何が何でもではないですけども、では座長一任というわけにはいかないですよ、何も手元に資料もなく、確認もできない中で。

吉田座長 わかりました。ですから、そもそも論という議論とはいかないですが、とにかく今日の意見を踏まえて、そのところの論点を整理できるような形で出していただく。でも、確かに座長一任といきなり、何も無いのにできないよというのはわかりますが、そもそも論というところは今日あたりで終わりにしたい。ですから、原料米原産地情報伝達については森下委員も賛成ですよ。伝達ということについて、義務化でなければ賛成ですよ。あと、阿久澤委員にまとめていただいた情報伝達の弾力化という問題と、どういうふうに皆さん方の御意見で集約していくかということで今日了解をとれますでしょうか。

森下委員 そもそも伝達をこの場で話すのはおかしいですよという話ですから、賛成か賛成じゃないかということは、ちょっと御勘弁いただければと思います。

吉田座長 でも、このところ、これはずっと 6 回議論をやってきているのですから、そもそもこの枠組みの中でやっています。このところで今議論するのはおかしいというのは理解できません。そこは、今日の間取りまとめを含めた形で最終的に、27 日に皆さん方とも御意見を聞きながら案を出していただく、当然そこにおいて多少意見が出てくることについては認めます。ただし、27 日という枠でできれば終わりたいと思っておりますので、最終的には座長の責任で果たすというふうに考えております。これは内容が出てないのになにかということはあるかもしれませんが、一応 27 日に基本的な中間取りまとめをまとめたいと考えています。全く意見表明をさせないということはいたしません。それでよろしいですか。

佐藤委員 なるべく早く原案を御提示いただけますか。昨日も午後 11 時ごろ入ったみたいなのですが、行ってなかったものですか。

吉田座長 そういうことも含めてお願いします。

では、そういうことで会の運営の方向、大変座長の不手際で申しわけございませんが、時間も 30 分近くオーバーしておりますので、今日の委員会は終わりたいと思います。

(3) その他

吉田座長 それでは、事務局、連絡事項をどうぞ。

枝元計画課長 長い間、ありがとうございました。

資料は、ともかく早く送るように努力いたします。毎晩頑張っているのですが、申しわけございません、私の能力の問題だろうと思います。

それでは、第 8 回でございますが、27 日の午後 1 時からでございます。恐縮でございます、ここが取れなくて三番町の、いつも交代、交代になっていますが、共用会議所におきまして、27 日午後 1 時から開催いたします。次回は、本日の議論の結果を反映いたしまして、中間取りまとめという形での制度の骨格を取りまとめでいたきたいというふうに思っております。修正等について座長と御協議させていただきまして、別途、事務局から御連絡をできるだけ早く申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

吉田座長 本日は、活発な質疑、御意見をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会